

## 重 要 事 項 説 明 書

指定訪問介護事業所みずほ寮  
(三重県指令第2472200027号)

訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

### 1 事業者の概要

名 称 三重県三重郡老人福祉施設組合  
所在地 三重県三重郡菰野町大字菰野5833番地1  
代表者 管理者 諸岡 高幸  
電 話 059-394-1121

### 2 事業所の概要

名 称 指定訪問介護事業所みずほ寮  
所在地 三重県三重郡菰野町大字菰野5833番地1  
電 話 059-394-1121  
FAX 059-394-5868  
実施地域 菰野町、四日市

### 3 運営の方針

訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 4 提供するサービスの内容

#### (1) 訪問介護計画（個別援助計画）の作成

利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。

#### (2) 身体介護

##### ① 食事介助

食事の介助を行います。

##### ② 排泄介助

排泄の介助、おむつ交換を行います。

##### ③ 入浴、清拭

入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪等を行います。

##### ④ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助

褥瘡予防のための、体位変換及び、室内室外の移動、車椅子等へ移乗の介助を行います。

##### ⑤ 起床及び就寝介助

ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。

##### ⑥ 更衣介助

上着、下着の更衣の介助を行います。

##### ⑦ 身体整容

日常的な行為としての身体整容を行います。

⑧ 服薬介助

配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

⑨ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

自立支援、ADL、IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等を行います。

(3) 生活援助

① 掃除

利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

② 洗濯

利用者の衣類等の洗濯を行います。

③ ベッドメイク

シーツ交換、布団カバーの交換を行います。

④ 衣類の整理・被服の補修

洗濯物等の収納、季節に応じた衣替え等を行います。またボタンやほつれなど衣類の補修も必要に応じて行います。

⑤ 買い物

日常生活を営むために最低限必要物品の購入かつ、日常生活の行なわれる地域内の近隣の店舗等で購入を行います。

(4) 通院等乗降介助

通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。(移送に係る運賃は別途必要になります。)

5 営業日時

営業日 年中無休

営業時間 午前6時～午後5時45分

6 事業所の従業員の体制

管理者 1名(常勤兼務)

サービス提供責任者 1名(常勤専従)

訪問介護員 2.5以上(常勤換算)

7 利用料等

利用料金は特定施設(みずほ寮)を通じて請求・支払うものとします。

(1) 訪問介護の利用料

外部サービス利用型特定施設による訪問介護費(※3)

| 区分   | 所要時間                          | 訪問介護費(1回あたり)  |                    |                               |                               |                               |
|------|-------------------------------|---------------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|      |                               | 単位数           | 基本利用料<br>(※1)      | 利用者負担金<br>(自己負担1割の場合)<br>(※2) | 利用者負担金<br>(自己負担2割の場合)<br>(※2) | 利用者負担金<br>(自己負担3割の場合)<br>(※2) |
| 身体介護 | 15分未満                         | 9.4           | 9,533円             | 96円                           | 191円                          | 286円                          |
|      | 15分以上30分未満                    | 18.9          | 19,916円            | 192円                          | 384円                          | 575円                          |
|      | 30分以上1時間30分未満<br>(15分増すごとに加算) | 25.6<br>(+85) | 25,955円<br>(+861円) | 260円<br>(+87円)                | 519円<br>(+173円)               | 779円<br>(+259円)               |
|      | 1時間30分以上<br>(15分増すごとに加算)      | 54.8<br>(+35) | 55,566円<br>(+365円) | 556円<br>(+37円)                | 1,112円<br>(+73円)              | 1,667円<br>(+110円)             |

|              |                            |              |                    |                 |                   |                    |
|--------------|----------------------------|--------------|--------------------|-----------------|-------------------|--------------------|
| 生活<br>援<br>助 | 15分未満                      | 4 8          | 4 8 6 円            | 4 9 円           | 9 8 円             | 1 4 6 円            |
|              | 15分以上1時間未満<br>(15分増すごとに加算) | 9 4<br>(+48) | 9 5 3 円<br>(+486円) | 9 6 円<br>(+49円) | 1 9 1 円<br>(+98円) | 2 8 6 円<br>(+146円) |
|              | 1時間以上<br>1時間15分未満          | 2 1 4        | 2, 1 6 9 円         | 2 1 7 円         | 4 3 4 円           | 6 5 1 円            |
|              | 1時間15分以上                   | 2 5 6        | 2, 5 9 5 円         | 2 6 0 円         | 5 1 9 円           | 7 7 9 円            |

- (※1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が7級地のため、単位数に10.14を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。
- (※2) 利用者の自己負担額は利用料の1割（介護保険負担割合証の利用者負担の割合によります。一定以上所得者の場合は2割又は3割）の額です。
- (※3) 外部サービス利用型特定施設による要介護度における利用限度額は、要介護度別区分支給限度額と異なります。

| 外部サービス利用型特定施設入居者生活による要介護度における限度額 |           |           |           |           |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 要介護1                             | 要介護2      | 要介護3      | 要介護4      | 要介護5      |
| 16,355 単位                        | 18,362 単位 | 20,490 単位 | 22,435 単位 | 24,533 単位 |

## 8 サービスの利用に当たっての留意事項

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- (2) サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
  - ① 医療行為
  - ② 利用者の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
  - ③ 利用者からの金銭、物品、飲食の授受
  - ④ 利用者の家族に対するサービス提供
  - ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供
  - ⑥ 利用者の飲酒、喫煙、飲食、身体的拘束等（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
  - ⑦ その他利用者に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 9 虐待の防止・身体的拘束等の適正化

- (1) 利用者、家族への聴き取りアンケートの実施、職員の自己点検チェックを行う等、虐待防止に関するマニュアルに基づいて研修等を実施し、虐待防止に取り組みます。
- (2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、虐待防止委員会により必要な措置を講じ、その結果について、職員全員に周知徹底を図ります。
- (3) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を原則行いません。また緊急やむを得ない場合とは、三つの要件（切迫性（利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）非代替性（身体的拘束等以外に代替する介護方法がないこと）一時性（一時的なものであること））全てを満たし、かつ、それらの要件の

確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

- (4) やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、必要な計画書等の作成および本人又は家族に対し実施事項の説明と同意を得た上で実施します。また継続的な記録と検討により身体的拘束等の必要がなくなった場合は、速やかに解除いたします。

#### 1 0 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- (2) 事業所は、利用者の個人情報について適切な取り扱いに努めます。
- (3) 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませぬ。

#### 1 1 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

|                      |              |                   |
|----------------------|--------------|-------------------|
| 利用者の主治医              | 医療機関の名称      | 三重北医療センター菰野厚生病院   |
|                      | 氏名           |                   |
|                      | 所在地          | 三重県三重郡菰野町大字福村75番地 |
|                      | 電話番号         | 059-393-1212      |
| 緊急連絡先<br>(身元引受人・家族等) | 氏名 (利用者との続柄) |                   |
|                      | 電話番号         |                   |

#### 1 2 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 1 3 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

##### (1) 利用者相談・苦情窓口

苦情解決責任者 谷 孝秀

苦情受付担当者 井高 隆雄 山口 日出登

電 話 059-394-1121 (代表)

##### (2) その他苦情申立の窓口

第三者委員会

第三者委員 南川 久美子 電話 090-8072-6847

第三者委員 伊藤 博之 電話 090-1274-9327

三重県国民健康保険連合会 電話 059-222-4165

菰野町 健康福祉課 電話 059-391-1125

朝日町 保険福祉課 電話 059-377-3659

川越町 福祉課 電話 059-366-7116

\*上記の他、入所前にお住まいの地域の市町（保険者）等が苦情受付先となります。下記、みずほ寮近郊の市町を記載しておりますが、他市町からの入所の際は、重要事項説明時に連絡先を通知いたします。

#### 1 4 サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

- (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の30日前までに文書でお申し出下さい。

(2) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ① 利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ② 利用者が退所（死亡等）した場合

(3) その他

- ① 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- (ア) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (イ) 事業者が守秘義務に反した場合
- (ウ) 事業者が利用者に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (エ) 事業者が倒産した場合

その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

- ② 次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- (ア) 利用者の利用料等の支払いが遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- (イ) 利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合